

第7 安心して働くことのできる環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備や、労働者が生涯を通じて安心・安全で健康に働くことができる労働環境の整備を推進する。

1 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善

2,001億円(960億円)

(1)有期労働契約に関する新たなルールの整備(新規) 63百万円

有期労働契約によって働く労働者について、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

(2)パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 6億円(3.6億円)

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会の議論を踏まえ、パートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた事業主による取組を推進する仕組みの導入など、パートタイム労働法制の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

(3)改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行 105億円(114億円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、円滑かつ着実に施行するための制度の周知・指導を行う。また、派遣労働者の派遣先における直接雇用を促進するための措置を講ずる。

(4)均等・均衡待遇や正社員化の推進(一部後述・74ページ参照) 20億円(22億円)

均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、有期契約労働者とパートタイム労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。また、正社員転換制度、正社員との共通待遇制度等の導入や運用の効果等について、先進的に取り組んでいる企業の好事例を収集し、ホームページ等を活用して広く周知する。

- (5)求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援
 (再掲・44ページ参照) 1, 665億円(665億円)
- (6)ジョブ・カード制度の推進(再掲・44ページ参照) 105億円(107億円)
- (7)「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化
 (再掲・41ページ参照) 95億円(46億円)

2 ワーク・ライフ・バランスの実現 110億円(113億円)

- (1)育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実)(再掲・42ページ参照) 95億円(97億円)
- (2)過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し 12億円(13億円)
 都道府県労働局に「働き方・休み方改善コンサルタント(仮称)」を配置し、恒常的な長時間労働などの実態がみられる業種や職種を重点に過重労働の解消に取り組むとともに、計画年休制度の導入促進などにより、年次有給休暇の取得を促進する。
- (3)医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進(新規) 66百万円
 看護師等の医療従事者の勤務環境を改善するため、医療機関内での多様な勤務形態導入事業に加え、都道府県労働局に専門のコンサルタントを配置し、看護師等の労務管理等の改善についての相談支援を実施するとともに、先進的な取組や好事例等の収集やその普及・啓発を推進する。
- (4)短時間正社員制度の導入・定着の促進 2. 4億円(1. 5億円)
 短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的な事例に基づくノウハウの提供を行う。
- (5)適正な労働条件下でのテレワークの推進等 72百万円(86百万円)
 「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理等に関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

85億円(70億円)

(1)「安全から元気を起こす戦略」の推進(一部新規) 2. 4億円(2. 2億円)

安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり、企業の安全活動の活性化、人材が活き活きと活躍できる職場づくり、安全に対する意欲を呼び起こす公共工事の推進など、企業での安全活動を活性化する戦略（「安全から元気を起こす戦略」）を推進する。

(2)職場でのメンタルヘルス対策の推進(一部新規) 37億円(35億円)

ストレス症状を有する人への面接指導制度の創設や、産業医が他の医師等と連携してメンタルヘルス対策を実施する体制の整備に向けた法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、事業場でのメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動の支援の充実を図る。

(3)職場での受動喫煙防止対策の推進(一部新規) 7. 4億円(4. 3億円)

職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策の事業者への義務付けなどの法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、受動喫煙防止対策に係る相談対応等の技術的支援や、喫煙室設置に係る財政的支援を推進する。

(4)職場での化学物質管理の推進 25億円(23億円)

事業場内で使用される化学物質の各種容器への表示や、化学物質の危険有害性情報を伝達すべき対象化学物質の拡大やリスク管理手法の導入等について周知を図るとともに、普及のための支援を行う。

(5)石綿ばく露防止対策の推進 4. 4億円(3. 6億円)

建築物等の解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底を図るとともに、スレート等の除去作業でのばく露防止対策について調査・検討を行う。

(6)東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(一部新規)

6. 2億円

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入調査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。

(7) 東日本大震災復旧・復興工事に係る安全衛生確保支援対策(一部新規)

【一部復旧・復興】

3. 3億円(2. 3億円)

東日本大震災の被災地の一日も早い復旧・復興工事を安全に成し遂げるため、岩手県、宮城県、福島県にアスベストばく露防止対策を含めた安全衛生対策の実施拠点を設置し、安全専門家による巡回指導、未熟練労働者への安全衛生教育等を実施する。

また、復旧・復興工事現場におけるアスベスト濃度の簡易測定方法の開発、被災した化学プラントに関する調査、復旧・復興工事に伴う労働災害の分析及び予防対策に関する調査研究を行う。

4 良質な労働環境の確保

81億円(89億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底

46億円(56億円)

「雇用戦略対話」での合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

15億円(16億円)

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーに高度な知識を有する相談員を配置するなど相談体制の強化を図る。

(3) 働く人のためのルールに関する教育の実施

24百万円(22百万円)

個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(4) 職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備

72百万円(53百万円)

「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」で今後の対策等について検討を行い、問題の防止・解決に向けた周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行う。

**(5)精神障害に関する労災請求事案の審査の迅速化と必要な体制の整備(新規)
86百万円**

平成 23 年度に見直しを行う精神障害に関する労災認定の基準の的確な運用により審査の迅速化を図るとともに、セクシュアルハラスメントを理由とする精神障害の労災請求事案について相談しやすい環境の整備を図る。

**(6)労働保険の適用促進及び適正徴収
18億円(16億円)**

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の本格実施や労働保険料の適正徴収に取り組む。

- ※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として 8,932 億円 (9,034 億円) を計上。
- ※ 国家公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う中央労働委員会の体制整備に必要な経費については、予算編成過程で必要に応じて措置を講ずる。